

平成23年度

東京都予算編成にかかる

重点要望事項

東京都市長会

重点要望事項

目次

1	多摩地域を個性・活力・魅力ある自立都市圏とするための施策の推進	1
2	地方分権の推進における都の支援について	3
3	横田基地等周辺的生活環境整備・騒音対策等の推進	5
4	「10年後の東京」の実現について	7
5	安全・安心まちづくりの取組みに対する支援措置の充実	10
6	放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車対策の拡充	11
7	「多摩振興プロジェクト」等の推進	12
8	市町村総合交付金制度等総合的財政補完の充実強化	13
9	防災事業の充実と財政措置等の確立	15
10	防災拠点の整備促進について	17
11	地上デジタルテレビ放送への移行に伴う支援等について	18
12	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の増額等	19
13	第68回国民体育大会（東京多摩国体）の開催に伴う財政措置の充実 及び弾力的運用について	20
14	特別支援教育推進のための専門家、教職員等の配置と 人件費補助及び学校施設整備の補助	21
15	公立学校施設の耐震補強工事等に対する補助制度拡充	22
16	公立学校施設の改築・改修事業に対する補助制度の新設・拡充	23
17	子育て環境の充実	24
18	全学年40人未満学級編製の早期実現	26
19	介護保険制度改革に伴う市町村への支援策の充実	27
20	福祉包括補助制度の充実	29
21	高齢者保健福祉に係る各種施策の充実	30

22	障害者自立支援法廃止後の福祉施策について	32
23	国民健康保険事業における東京都財政調整交付金の確保及び都補助金の充実	33
24	国民健康保険精神医療給付金等の事務所管の一本化	34
25	がん検診事業に対する支援の充実	35
26	公費による妊婦健康診査事業の充実と財政的援助の確立	36
27	公立病院に対する補助制度の充実	37
28	医師及び看護師確保のための施策の充実	39
29	大気汚染対策の充実	40
30	ダイオキシン類対策の積極的推進	41
31	地球温暖化防止策における省エネルギー・新エネルギー対策への 財政支援の充実	42
32	廃棄物処理施設等の整備に係る財政支援及び技術支援の充実	43
33	緑の保全に対する施策の充実	44
34	清流復活事業の推進	45
35	アスベスト対策の強化	46
36	流域下水道事業の促進と財政援助	48
37	業務核都市及び核都市等の育成整備	49
38	土地区画整理事業補助制度の充実	50
39	鉄道連続立体交差事業の促進、複線化・複々線化事業の推進及び輸送 サービスの改善	51
40	多摩都市モノレール等公共交通システムの整備促進	52
41	都市型水害対策（集中豪雨対策）の推進と財政支援	53
42	中央自動車道（高井戸～八王子間）の料金体系の見直し等について	54
43	3環状道路の整備に向けた働きかけについて	56
44	多摩川架橋の整備促進	57

45	一般都道並びに都市計画道路の整備促進	58
46	道路整備財源の確保	59
47	経済危機に対応する雇用・就業機会の創出について	60
48	勤労者支援施策等の充実	62

1 多摩地域を個性・活力・魅力ある自立都市圏とするための施策の推進

多摩地域の振興にあたっては、自然と共生し、地域特性を生かしながら、多摩を活力と魅力に満ちた自立都市圏として形成していくことが重要である。多摩地域の都市基盤整備は依然として不十分であり福祉・保健・医療や教育、文化面等においても新たなニーズが生じているなど、今なお多くの課題が残されている。

新しい時代の要請に応え、個性・活力・魅力ある自立都市圏の形成を目指していくためにも、平成 21 年 2 月に策定された「多摩振興プロジェクト―多摩の総合的な振興策―」の確実な推進とともに、平成 21 年 7 月に策定された「東京の新しい都市づくりビジョン(改訂)―魅力とにぎわいを備えた環境先進都市の創造―」や、平成 22 年 1 月に策定された「「10 年後の東京」への実行プログラム 2010」を着実に推進し、今後とも市町村と十分に調整を図りながら、次の施策を積極的に推進されたい。

- 1 平成 21 年 8 月に策定された「多摩の拠点整備基本計画」に基づく計画の推進及び整備プロジェクト等の円滑な実施を図るとともに、その推進に向けた具体的な支援策や事業実施の促進及び補助制度の活用等を通じた支援策を講じること。
- 2 立ち遅れている幹線道路・多摩都市モノレールの延伸や鉄道の連続立体化事業の整備・推進を図るなど、都市基盤整備を進め、多摩の持続的発展の基礎づくりを促進すること。
- 3 多摩シリコンバレー形成に向け、更なる産学公の連携強化の取組みを進めるため、公立大学法人首都大学東京「産学公連携センター」の主導で事業展開を進めること。また、多摩地域に適応した産業業務機能の集積により、就労・起業しやすい環境を整えるなどのため平成 22 年 2 月に設置した「産業サポートスクエア・TAMA」における具体的な支援策を提示し、更なる推進を図ること。
- 4 昨年来の世界的な経済不況の中、働く人々がその能力を十分に発揮するとともに、安心して働くことのできる労働条件や環境の整備を進めること。また、市町村の行う就労対策や各種相談等の事業との連携を一層強化すること。
- 5 首都直下地震等の対策として、災害に強いまちづくりの推進と地域防災対策の強化を図ること。
- 6 多摩地域における伝統文化の保全を図るとともに、多摩の魅力を増進するため、新しい文化振興策を推進すること。
- 7 都民にとって貴重な財産である多摩地域における水と緑の保全策を強化し、緑地の公有化や水辺環境施策を推進すること。「緑の東京 10 年プロジェクト」にある森林再生事

業を、確実に実施していくこと。

- 8 都営住宅建て替えにより創出された用地や国有地等の、東京都が所有することとなった未利用地については、防災空間や緑地空間としての活用を図るなど、地域の活性化等に資するような公共的有効活用を図ること。

2 地方分権の推進における都の支援について

真の地方分権を推進する上での重要な課題は、「国と地方の役割分担の明確化」である。このことは、広域自治体である東京都と基礎自治体である市町村の関係にもあてはまる。

平成 21 年 11 月に「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、内閣府に「地域主権戦略会議」が設置され、平成 22 年 6 月には地域主権戦略大綱が閣議決定された。

勧告のうち、第 4 次勧告において、第 1 次及び 2 次勧告による事務権限の委譲に係る事項を実施に移す場合には、これらの事務・権限に要する経費については、その全額を当該地方自治体に委譲することを原則として、税財源の移譲を確実にする適切な処置を講ずるべきとしたところであり、また、今般継続審議の「地方主権推進一括法案」、「国と地方の協議の場法案」、「地方自治法改正案」などにより更に地方分権が推進されると考えられる。

こうした状況を踏まえ、国と地方の役割分担見直しに伴う税財源移譲について、国に働きかけられたい。東京都においても同様に、市への権限移譲に伴う税財源移譲についての考え方を示されたい。

1 都から国への働きかけについて

次の点について、国へ強く働きかけられたい。

- (1) 平成 19 年度から税財源移譲が行われたところであるが、国と地方の役割分担に関する整理は未だ不十分であることから、地方分権改革推進法の基本理念にあるとおり、国と地方の役割分担の明確化を図ること。
- (2) 地方交付税制度については、普通交付税の算定において、包括算定経費（新型交付税）の導入及び地方再生対策費の創設、また地域活性化・雇用等臨時特例費による別枠の加算などが図られたところであるが、なお、今後、地方交付税等の財政調整制度の見直しにあたっては、市町村の意見を十分に聞くこと。
- (3) ・平成 23 年度実施予定の「一括交付金」の制度設計にあたり、平成 22 年 3 月から 4 月にかけて都道府県知事及び市区町村長に対して、内閣府より意見聴取及びヒアリングが行われた。この結果を尊重し一括交付金の導入にあたっては、地方自治体の意見を十分に反映すること。
・国の「ひも付き補助金」を廃止し、一括交付金の検討をする際は、現状の財政調整制度の水準を下回ることなく、かつ算定項目が実質的に縛りとならないよう検討すると

ともに、国と地方の協議の場で市町村との合意形成を図った上で十分に議論し、使いやすい制度にすること。

- (4) 当面、現行制度下においても税財源移譲を含む税源配分の見直しを行い、当面国と地方の税収 5 : 5 を目指して地方税の充実についても検討し、併せて、具体的に個人住民税の市民税と都民税の所得割按分率についても見直しを検討すること。また、地方自治体が自主的・自立的に行財政運営を行うことができるよう、権限移譲を行うとともに、国の関与の更なる縮減を図り、地方の自立に資する地方税財政制度の抜本的改革の具体的な措置を講じられたい。

2 都の支援について

地方分権推進のため、都は更なる支援をされたい。

- (1) 国庫補助負担金の削減等にあたっては、東京都の関係局から市町村の所管部に迅速かつ的確な情報提供が行われるよう、周知徹底を図ること。
- (2) 東京都においては、都全域に対する調整機能を果たし、区部と多摩地域における制度や役割分担の違いによる格差是正のための財政調整制度についてより一層の充実を図られたい。
- (3) 地方分権改革推進委員会第 1 次勧告では 64 法律、359 の事務権限を都道府県から市町村へ移譲、第 2 次勧告では、市町村が自らの責任で行政を実施する仕組みの構築など、義務付け・枠付けの見直しなどが提言されている。第 3 次勧告では、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大及び 3 つの重点事項（約 900 条項）について具体的に講ずべき措置などを提示し、第 4 次勧告では、地方税財政に関連し、道路・河川の移管に伴う財源等の取り扱いに関する意見等も提示されている。これに対し、都が主導的に市町村との調整を果たしていただきたい。併せて、地方分権に伴う新たな業務について人的・技術支援を図られたい。

3 横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進

横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策及び航空機騒音の全容把握のため次の施策を講じられたい。

1 横田基地周辺自治体のまちづくり等に係る援助施策

横田基地は、極東各地に展開する物資・兵員の輸送中継基地及び米軍指揮の中核基地である。基地は市街化された住宅密集地にあり、また周辺自治体の行政区域を分断する形で広大な面積を占めている。これまで基地周辺自治体が、航空機騒音などにより、まちづくりや生活環境面で受けてきた影響は計り知れないものがある。

また、在日米軍再編に係る横田基地の態様の変化は、基地周辺自治体に多大な影響を及ぼすものである。都においては、基地対策の一環として、周辺自治体のまちづくりの支援に一層努められたい。

2 多摩サービス補助施設の返還及び共同利用の促進

多摩サービス補助施設は、米軍の軍事目的ではなく、レクリエーション施設としてゴルフ・キャンプ等野外レクリエーション活動に利用されている。永年にわたり地元市としては、全面返還を求めてきたところであるが、実現していない。現在、地元市にも施設の一部利用は認められているが、極く限られたものであり、十分なものとはいえない。よって、同施設返還に向けた取組みを強化するとともに、返還後の使用については、貴重な自然を保全した公園整備等、地元市の要望を踏まえて、十分な協議をされたい。

また、返還までの間、当面の対応として、緑あふれる広大な本施設の利用について、現在の一部利用の要件緩和と米軍との更なる共同利用が可能となるよう、都において、関係機関に対し強力な要請に取り組まれたい。

3 航空機騒音調査及び騒音対策の充実

(1) 立川基地、入間基地、厚木基地の自衛隊機について、航空法で定められている最低安全高度が遵守されていないと思われる状態が散見されるため、実態調査を実施されたい。

(2) 横田基地に関連する航空機騒音について固定測定点の増設を図り、艦載機による飛行訓練の臨時騒音測定を実施されたい。

都は、航空機離発着に伴うコース直下にある市町において固定調査・分布調査を行い、騒音の実態調査に努められているが、軍用機の飛行コース、飛行時間は不規則であることから、訓練時の旋回飛行コースを含め、騒音の全容把握により一層努められ

たい。特に市街地上空での飛行訓練は、騒音被害はもとより大惨事にもつながりかねないので、航空機やヘリコプターの低空での訓練飛行、夜間飛行訓練、艦載機による飛行訓練等の中止を引き続き国に強く要請されたい。

また、立川及び入間基地の自衛隊機も、1時間あたり10機を超える集中的な飛行や、大規模な編隊飛行による騒音が著しい状態となっている。厚木基地には高出力のスーパーホーネットが配備され、著しい騒音が発生している。したがって、その飛行実態を十分に把握するとともに、旋回飛行など通常のコース以外の飛行を含め、騒音の全容を把握できるよう、固定測定点の増設を図られたい。

厚木基地では、平成20年12月に厚木飛行場の航空機騒音に係る環境基準指定地域が改正され、これにより騒音被害地域は従前よりも拡大し、多くの住民が騒音被害を受けている実態が判明した。このような事実を踏まえ、艦載機による飛行訓練の騒音実態の把握のため、騒音測定の実施及び基地周辺の騒音対策の充実を図るとともに、訓練実施の際には早期の事前通知と大惨事につながりかねない市街地上空での飛行訓練の中止を、引き続き国に強く要請されたい。また、NLP（夜間連続離着陸訓練）のみではなく、訓練内容が事前に通達されるような体制作りを国及び在日米軍に要請されたい。

4 生活環境整備対策

都は、基地周辺自治体の生活環境整備対策を推進するため、今後とも関係自治体との連携・協議を強化するとともに、国に対しても、国防政策上の対策であるという観点に立ち、各種の被害防止対策や財政措置の充実強化について要請されたい。特に、航空機による健康や生活環境に与える影響が懸念されるところであり、航空機の排ガスによる環境汚染調査並びに航空機騒音等による健康への被害という面から健康調査を実施し、実態の把握をされたい。

併せて、航空機騒音に係る環境基準が一部改正され、平成25年4月より、新たな評価指標が採用されることとなり、今後、遅くとも平成23年度までに機器及びソフトウェアの更新が必要になる。これに伴い発生する航空機騒音測定機器の入れ替え等に関する経費についても助成措置を検討するとともに、国に対しても財政措置を要請されたい。

また、米兵による事件の再発防止と綱紀粛正の強化について各基地司令官に対し、引き続き要請されたい。

4 「10年後の東京」の実現について

「10年後の東京」の実現にあたっては、関連する各種計画についても、多摩地域も含めて検討し、市町村の意見を十分聞きながら実施すること。また事業の実施にあたっては、各市町村に新たな財政負担が生じないよう十分に配慮されたい。

1 緑化に対する支援

屋上、壁面、街路、空地の一部等を、みどりの空間として活用するため、これらの空間の緑化に関しては、公共、民間を問わず、条例等による法的規制及び誘導策を講じることとする他、先進的な事業について積極的な財政支援を図られたい。

2 公立小中学校の校庭芝生化

公立小中学校の校庭芝生化は、「緑の創出」という観点から積極的な取り組みとして評価出来る一方、維持管理のあり方が大きな課題となっている。このため、今後の維持管理の仕組みについて、地域のコミュニティを活用する等の方策を検討する必要がある、維持管理に関する経費等について都の負担で、継続的な支援制度を確立されたい。

3 環境負荷の少ない地域づくりに向けた施策展開

低公害車・低燃費車の導入や、生ごみを活用したバイオマスエネルギー、太陽エネルギー等の活用、公共施設の高気密・高断熱化等による、地域における省エネルギー施策の展開が環境保全の観点から必要である。

また、自転車は環境に与える負荷の少ない乗り物として注目されており、交通ネットワークの一環となるよう関連施策の充実が求められている。これらの取組みに対する積極的な支援を図られたい。

4 緑のネットワークと一体的に推進する無電柱化

無電柱化を交通安全、防災、景観上の観点からのみでなく、緑のネットワークと一体的に推進する必要から、都道における速やかな無電柱化事業の促進と、市町村道における無電柱化事業推進のための財政支援をより一層図られたい。

5 都市計画道路並びに交通インフラの整備促進

多摩地域の南北主要5路線をはじめとした都市計画道路（幹線道路）については、国の動向により事業化の先送りの影響が出始めているが、沿道環境に配慮した質の高い整備と、その積極的な促進を図られたい。

また、多摩地域が都市間相互の連携強化による自立的な都市圏の形成に向けて発展していくためには、交通インフラの確保が喫緊の課題となる。このため、必要な都市基盤

の整備について早急に対応を図られたい。

6 小中学校、保育園、福祉会館等の耐震化及び避難路の確保

公共施設の耐震化の推進は、災害発生時の安全性の確保にとって不可欠である。特に小中学校は、災害発生時には児童生徒の安全を確保するばかりでなく、地域の避難所として重要な機能を果たす役割を担っていることから、今後も補助制度の充実に努められたい。併せて保育園や福祉会館などの公共施設の耐震化工事についても小中学校と同様に、補助制度を拡大し、財政支援を行うこと。

また、災害発生時に避難所へ安全に移動するための避難路の確保が不可欠である。このため、建物の密集度が高い地域については、避難路沿道の民家等の耐震化に対する助成制度を創設し、国に対し財政支援について要請されたい。都においては負担率の嵩上げを図られたい。

7 認証保育所・認定こども園への移行支援

東京都は「平成 22 年度からの 3 年間で保育サービス利用児童 2 万 2 千人分増加させる」としている。保育所の増改築等による定員の見直しや、認証保育所・認定こども園への移行支援など利用児童増加に向けた取組みへの支援については、市町村の実態に合わせた制度とすること。また、東京都の専門性を発揮した研修の充実などによる人材育成の取組みについて、公立・私立にかかわらず計画年度や利用児童数の枠にとらわれることなく、積極的な支援をすること。

8 広域的な産業拠点の育成

多摩地域を広域的な産業拠点として育成するためには、それぞれの地域特性を生かした産産・産学の連携が不可欠である。

これらの連携を強化するために、都有地活用や企業誘致奨励金制度の創設等による企業の立地促進、多摩地域に数多く立地する創造的都市型産業及び地方の関連企業との交流施設の設置等について積極的な支援と早急な実現を図られたい。

9 地域のスポーツ活動の支援

第 68 回国民体育大会東京大会（東京多摩国体）開催を契機に、地域のスポーツ活動が高まることが期待され、子どもの体力向上の促進や誰もが身近にスポーツを楽しみ、生涯にわたって親しめる社会を実現していく必要がある。

このため、総合型地域スポーツクラブの設立運営に関し創設される「スポーツ・文化振興交流基金」の活用等による継続的な財政支援や、クラブの設立、運営に関しての継続的な支援を図られたい。

また、体育館をはじめとしたスポーツ施設の整備を通じた、国体・オリンピックにつなげるための継続的なジュニア選手の育成や指導者育成に努められたい。

10 いつ起きるかもしれない危機への備え

平成 21 年に発生した新型インフルエンザでの例のように、パンデミック対策の必要性が認識されたところである。このような事態が発生した場合、広域での対策が有効であることから、市町村と連携して、都の主導による迅速な対応と、物資や人員を援助する体制の構築をされたい。また、各市町村が B C P を作成する際には、技術支援を講じられたい。

5 安全・安心まちづくりの取組みに対する支援措置の充実

400万人の人々が暮らす多摩地域の安全な生活を維持するうえで、警察の果たす役割は極めて重要であり、更なる犯罪防止対策や交通安全対策の充実・強化を図られたい。各市においては、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、犯罪防止のための施策や市民の防犯活動が活発化している。また、近年多発している児童・生徒を狙った事件を受けて、保護者・学校を含めた児童・生徒の安全を確保するための地域での取組みが進められている。

これらの施策や市民活動に対する組織的・人的支援を含めた支援措置の充実を図られたい。

また、平成20年1月に策定された「東京都犯罪被害者等支援推進計画」に基づく犯罪被害者等に対する支援について、身近できめ細かな支援が受けられるよう充実を図られたい。

- 1 新たな市街地が形成され、人口が急増する地域や大規模店舗や工場・住宅などによる多様な土地利用の急速な進行により、昼間人口が急増する地域における治安対策として、警察署及び交番等を増設するとともに、交番の警察官の常駐化を図られたい。
- 2 「空き交番対策」を推進するにあたり、交番建替えなどの際には従来の場所にこだわることなく、地域における宅地開発や大規模マンションの建設など生活圏の変化を考慮し、また地域住民の声を聴いた上で設置を行うなど、地域の実情・要求を反映しながら、均等な巡回活動が実施されるよう取り扱われたい。
- 3 駅周辺繁華街の環境浄化のための住民、地域団体のパトロールへの同行、駅交番、鉄道警察隊警察官による周辺地域の巡回など、周辺住民の防犯活動に安心感を与えられるよう治安対策活動を推進されたい。
- 4 スーパー防犯灯の設置について、地域住民の安全で安心な暮らしを確保するため、地域の実情を勘案した設置を推進されたい。
- 5 市が実施する防犯施策をはじめ、児童・生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えるための施策やそれを支える市民活動などに対して、引き続き支援措置の充実・強化を図られたい。
- 6 犯罪被害者を支援する総合相談窓口を、新宿区の被害者支援都民センターだけでなく、多摩地区にも開設し、また、生活支援の充実を図るなど、身近できめ細かな支援を推進されたい。

6 放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車対策の拡充

駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の駐車に対応するため、財政支援制度等の一層の拡充を図りたい。

1 自転車法（略称）の推進等について

自転車等駐車場の設置については、自転車法により、鉄道事業者に積極的協力義務が課せられたが、一層推進されるよう関係機関に働きかけられたい。

2 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の駐車場用地の確保等について

- (1) 自転車等駐車場用地の確保のため、すでに自転車等駐車場用地として提供されている公有地（公営企業局有地を含む）も含めて、無償提供を行うとともに、鉄道事業者、道路事業者等に対し、引き続き用地提供を要請されたい。
- (2) 多摩都市モノレール、その他新駅周辺又は駅地下等の自転車等駐車場用地を確保されたい。
- (3) 中央本線をはじめ、連続立体交差事業の完成時にはその高架下を自転車等駐車場として確保されたい。
- (4) 自動二輪車等駐車場の拡充に向けて用地取得等の補助制度を拡充されたい。

3 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の駐車場施設の設置・維持管理等について

- (1) 市が設置する自転車等駐車場に対し、施設設置補助を拡充されたい。また、広域的な行政施策として取り組む必要があるため、用地の賃借料や施設の維持管理費用に対する補助制度を創設されたい。
- (2) 放置自転車等の整理・撤去・処分について、都としても積極的に取り組むとともに、市負担への補助制度を新設されたい。

4 自動二輪車の放置対策の推進について

市の自転車、原動機付自転車に対する撤去対策にあわせて、警察においても、駅周辺に放置された自動二輪車の違法駐車取締りをより一層強化されたい。

7 「多摩振興プロジェクト」等の推進

多摩地域は東京の人口の約 1/3 にあたる 400 万人を超える人口を擁し、首都機能に隣接することによる利便性と人、物、及び情報の結節点として、一層の発展と個性の発揮が期待されている地域である。

また、「東京の森」とも言える多摩の豊かな自然は、都心地域とは異なる、多摩固有の都市づくりを可能とする貴重な資源である。こうした多摩地域が持つ、特性、優位性、ポテンシャルをより高め、発揮することにより、首都圏の中核をなす多摩の実現を目指している。

「多摩振興プロジェクト」は、これまで着実な推進に取り組んできた「多摩リーディングプロジェクト」を拡充させ、東京都の緊急課題等に対応する事業や、多摩地域でも重要な課題となっている福祉・医療・教育等のソフト系事業も含めた新たな多摩の総合的な振興策として、平成 21 年 2 月に策定された。

「リーディングプロジェクト」における多摩重点推進事業 25 事業については、振興プロジェクト事業 60 事業に拡充された。それらの事業の展開について、市町村と緊密に連絡を取り、市町村や国等と連携をとりながら推進していただきたい。更に、これらの振興プロジェクト事業を確実に実施すべく、進捗状況を常に把握し、進行管理を実施することを要望する。

また、多摩地域が「10 年後の東京」で描かれている「首都圏の中核拠点として発展する」魅力的な地域となるよう、市町村と連携した体系的、総合的な取り組みによる多摩振興を更に促進し、実現させるために積極的な財政等の支援を図られたい。

8 市町村総合交付金制度等総合的財政補完の充実強化

市町村の行政水準の向上、公共施設の整備促進等を図り、また震災対策、ごみ減量・リサイクル推進、少子高齢化対策などの緊急課題に対する市の財政負担に対応するため、財政補完制度について積極的な措置を講じられたい。

1 市町村総合交付金制度は、市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図る目的で創設されたもので、市町村財政にとっては重要な財政補完制度であり、平成 21 年度には制度の改善が図られ、平成 22 年度においても増額が図られている。

しかしながら、市町村においては、きわめて厳しい財政状況の中、行財政改革の積極的な推進により経営健全化に努めているところであるが、特別区との間でさまざまな施策の差が生じている。このようなことから、引き続き長期安定的な財源の確保に向けて、より一層総合的財政補完の増額を図られたい。

- (1) 各市町村への配分にあたっては、市町村の自主性、特殊性を尊重するとともに、市町村と十分協議し個別事情がよりの確に反映できるよう努められたい。
- (2) まちづくり振興割は、振興交付金制度の対象を経常経費まで拡充し、市町村の公共施設整備に要する経費の財源補完制度として設けられ、市町村が公共施設整備を図る上で、大きな役割を果たしている。については、制度設置の趣旨に照らし、公共用地取得事業等について対象経費に算入することも含め、市町村の財政負担の大きい項目等、より活用しやすいように適用事業を拡大されたい。
- (3) 特別事情割については、対象事業の拡大を図るとともに、市町村の個別事情をより広範囲に反映できるよう努められたい。
- (4) 交付決定の早期化及び事務の簡素化を図られたい。

2 区市町村振興基金制度は、区市町村及び公営企業（以下「各団体」）の公共施設整備事業の財源として、国の地方債制度を補完し、公共の福祉増進に大きな役割を果たしている。

国の公債費負担対策として政府資金及び公営企業金融公庫資金において、繰上償還等が認められたものの、政府資金については財政力指数による団体除外の要件があり、東京都の各団体の多くがその対象とならない。

区市町村振興基金制度の拡大、条件緩和等を進められているところだが、以下のとおり更なる制度推進を図られたい。また、国に対し地方債制度における改善を働きかけられたい。

- (1) 地方分権の進展に伴い政府資金が縮減傾向にある中、基金額の増額、対象事業の更なる弾力化とともに、引き続き貸付額の確保に努められたい。
- (2) 貸付利息の減免及び特別利率貸付の対象の更なる拡大を行うとともに、各団体の実情にあわせた借換えを認められたい。
- (3) 国は、平成 20 年度において地方道路整備臨時貸付金として、補助事業の地方負担分に対する無利子貸付制度を創設したが、都においても国と同様に、国の貸付金の対象外の道路整備事業に対して無利子貸付が活用できる制度を創設されたい。
- (4) 任意の繰上償還を積極的に認められたい。また、繰上償還や借換えについて財政力指数等の要件撤廃を図られたい。同様に国に対しても、地方債の繰上償還、借換えについて財政力指数の要件撤廃等、条件の緩和を働きかけられたい。

9 防災事業の充実と財政措置等の確立

各市とも防災施設の整備や防災教育の実施等、広範囲にわたる各種の事業に取り組んでいるが予測を越える直下型地震等の被害に対応するためにも、より広域的な備えが必要となっている。

なかでも、すべての市民の生命や財産の保護に直接係わる各種防災施設の建設や、災害時における正確な情報連絡体制を確立するための防災行政無線の整備については、早急に対処する必要がある。

また、緊急・災害時における救助活動のため、各地域毎に災害対策用ヘリポートの設置が必要で、特に山林が多く占めている地域では、山林火災対策等、その果たす役割は大きなものである。

しかし、これらの整備に要する費用は、非常に多額な経費が必要で、その財源確保については、極めて厳しい状況にあるのが実態である。

一方、災害予防面についても、総合防災訓練の実施、自主防災組織の育成及びブロック塀や建造物の転倒落下等の危険度の判定・改善も早急に実施しなければならないところである。

ついては、下記事項について、積極的な措置を講じられたい。

1 ヘリポートや備蓄倉庫等防災施設の充実に努められたい。

特に、多摩川架橋が災害を受けた場合に多摩南部地域が孤立する恐れがあるため、多摩川を隔てた多摩南部地域において、市の倉庫以外にも都において備蓄倉庫の建設を講じられたい。

2 警察、消防、自衛隊、関係機関との広域的な情報連絡・相互協力体制の充実に図られたい。

3 消防団や自主防災組織が使用する施設等に対する財政措置を拡充されたい。また、総合防災訓練や自主防災組織の育成に対する財政措置を拡充されたい。

4 公共建築物の耐震改修について積極的な支援を図られたい。

5 公共建築物の屋上に番号を表示し、災害時における被害調査等迅速な応急活動のシステム化を更に充実されたい。

6 平成 14 年度から平成 16 年度に東京都が区部で実施した地下構造調査と同様に多摩南部（多摩丘陵地下）地区の地下構造調査を実施し、都版の地震の長期評価や地震動予測地図を作成されたい。

- 7 東京都の浸水予想区域の公表に合わせ、各自治体の作成する「洪水ハザードマップ」や標識等の設置に対する財政支援を図られたい。
- 8 指定避難場所への防災備蓄品の購入について、規模の大小にかかわらず補助金の交付対象とされたい。
- 9 震災がれき置場の十分な確保を図られたい。

10 防災拠点の整備促進について

平成 19 年 5 月に策定された東京都地域防災計画では新たに首都直下地震の被害想定の中で帰宅困難者の発生に伴う課題が大きく取り上げられている。東京都全体で帰宅困難者が 390 万人発生すると想定されており、居住地域別では、23 区内 346 万人、多摩部で 46.1 万人、神奈川県 110 万人が想定されている。東京都内から周辺都市への帰宅困難者が通過する各道路沿いの自治体ではその支援、救援対策が急務となっているが、減災目標である建物の耐震化や災害時要援護者対策等多数の課題もあり、地元地区内の被災者対策だけでも不十分な状況にあるのが実情である。

首都直下地震が発生した場合、帰宅困難者の帰路での多摩川架橋が災害を受けた場合の想定や、また、帰宅困難者がそれぞれの架橋の橋詰めに集中しパニックになる等多摩川架橋の橋詰め付近には帰宅困難者が大量に滞留することが想定※される。これらの滞留者のための一時休憩場所や多摩川沿いに収容できる核となる防災拠点の整備促進を図られたい。

※狛江市内の世田谷通りにおいて、発災後 24 時間で 10～15 万人の通過者が想定されている。

1 1 地上デジタルテレビ放送への移行に伴う支援等について

国の施策により、現行の地上アナログ放送は、地上デジタル放送へと移行し、平成 23 年 7 月までに終了するとされている。平成 19 年 9 月に総務省より「地上デジタルテレビジョン放送市町村別ロードマップ」が公表され、地上デジタル推進全国会議より平成 21 年 12 月に「デジタル放送推進のための行動計画（第 10 次）」が示され、①理解醸成活動等の推進、②受信機普及・共聴施設改修等の受信側対策、③中継局整備等の送信側対策を関係者がそれぞれの役割分担の下で連携しながら取り組んでいくこととしている。

しかし、山間地域や都市受信障害等、電波条件の悪い地域においては、移行後のテレビの視聴に影響が出ることが危惧される。「辺地共聴施設における施設整備にかかる経費の一部補助制度」は山間地域等とともに、都市型難視聴への助成等も措置されているが、特に集合住宅や受信障害世帯に対してのデジタル化対応率は低い状況となっている。また、低所得者層への支援についても申し込み状況等から判断すると周知も含めて対策は十分とはいえない。

地上デジタル移行に向けた対策について、以下の点について国に働きかけられたい。

- 1 完全移行する平成 23 年 7 月の時点で、全ての住民が地域間格差なく地上デジタル放送によるメリットを享受できるよう、相談体制の強化や受信障害対策、低所得者層への支援など地域事情に対応した更なる支援措置などの対策を実施すること。
- 2 販売時に受信状況の十分な説明がなされないまま高額な受信機器を購入するという現状があり、国は放送事業者とともに説明会を開催しているが、販売店への更なる説明責務についての指導強化を図ること。
- 3 平成 22 年 12 月末までに全ての公共施設におけるデジタル改修が完了することを目標に取り組むことを決定したところであり、この目標を着実に達成するために、必要な財政措置を講じること。
- 4 中継局の開局にあたり、市に中継局に関する地番の問い合わせが多く寄せられているが、基本情報の提供がないため、適切な対応が出来ないことから、市に対し必要な情報を積極的に提供すること。

1 2 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の増額等

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助制度は、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差を是正するために設けられたものであり、私立幼稚園の占める割合の多い多摩地域においては少子化対策の一つとして大きな役割を果たしている。

このような中で、東京都は平成 18 年度から第 2 子以降の補助区分の見直しを行った。今後、引き続き第 1 子の補助単価の引き上げについても、実施が望まれる。

また、補助の対象は保育料に限定されているため、入園時に支払う入園料は、園児世帯の家計に大きな負担となっている（26 市の 4・5 歳児平均 82,014 円）。保護者の負担軽減のため、入園料についても補助対象とする必要がある。

一方、本補助事業は、区市町村民税所得割課税額 216,700 円以下の世帯を対象とし、補助対象とならない所得階層区分の世帯に対しては、大部分の市町村が保護者の負担軽減のため独自の補助を実施している。

近年の市町村の厳しい財政状況を考慮するとともに、保護者の負担軽減を図るため所得階層区分の上限を設けず、全ての世帯を補助対象とするよう要望するものである。

また、国は平成 22 年度において「就園奨励事業」の一部の所得階層区分について補助単価の引き下げを図った。東京都においては、このような一部階層に不利益が生じないよう措置を講じるとともに、今後も、公・私立幼稚園の保護者負担の格差を是正し、私立幼稚園施策を推進するため財政措置の充実強化を図られたい。

なお、幼稚園類似施設は、本事業発足時の認可幼稚園不足に対する緊急措置として認定された施設であり、現在も在籍児童がいることから、幼稚園同様に補助対象とするとともに、園児割額単価等の増額を図られたい。

13 第68回国民体育大会（東京多摩国体）の開催に伴う財政措置の充実 及び弾力的運用について

平成25年開催予定の東京多摩国体の開催については、広く市民にスポーツを普及し、健康増進と体力の向上を図るとともに、活力ある郷土づくりと文化の発展に寄与することを目的としている。また、「多摩・島しょ地域を中心とした魅力ある国体」を目指していることから、会場のうち49会場が多摩地域、23区内が21会場となっている。

開催予定の各市の体育施設については、国体の施設基準に適合していない施設もあるため、施設改修が必要であるが、改修にあたっては関連して空調設備など付帯工事に多額の改修費が必要となるため、できるだけ幅広く工事対象とされたい。

更に各市で開催される各種事業等は、本大会を盛り上げる上で重要であり、競技と併せて大会運営に準じて位置づけられるべきものである。

このため、大会を開催するにあたり、総体として実態に即した財政支援となるよう、補助対象項目については、現在示されている交付金概要案において対象外経費扱いとなっている「実行委員会事務局等の管理運営費」や「競技用備品購入費」についても対象経費とされたい。

1 4 特別支援教育推進のための専門家、教職員等の配置と人件費補助 及び学校施設整備の補助

特別支援教育の推進のためには、発達障害や臨床心理等の専門家の協力が不可欠であるだけでなく、特別支援教育コーディネーターの役割の重要性が増している。また、巡回指導にあたる教員、非常勤職員の配置や学校施設の改修等を必要としている。

これらについては、通常学級において障害のある児童生徒を支援する「特別支援教育支援員」を配置する予算を除き、財政支援がなく、専門家や教職員の確保からその人件費、学校施設の改修等を市独自に行っている状況である。

このため、特別支援教育支援員に係る予算措置を拡充するとともに、専門家、教員、非常勤職員の配置と特別支援教育に係る費用に要する財政支援措置を図られたい。

15 公立学校施設の耐震補強工事等に対する補助制度拡充

これまで学校施設の耐震化について、都市教育長会をはじめとし、東京都・全国市長会において要望を重ねてきた。

平成22年3月、東京都市長会が文部科学省に対し、「公立学校施設の耐震化に関する緊急要請」を提出した。その結果、平成22年度における学校耐震化予算については予備費を充当するとの回答が得られたが、平成23年度においても引き続き予算を確保されたい。

以下の点について、東京都に対し補助の拡充並びに国に対し要望されたい。

- 1 I s 値 0.3 未満の建物に対する嵩上げ措置を継続すると同時に I s 値 0.3 以上で新耐震基準値に満たない建物の耐震化の促進に努められたい。
- 2 耐震化工事と同時に実施する関連工事についても補助対象とし、予算を確保するよう国に対して強く働きかけられたい。

16 公立学校施設の改築・改修事業に対する補助制度の新設・拡充

小・中学校校舎の多くは築40年前後を経過して老朽化しているため、建具改修などの小規模な改修は日常化しているとともに、外壁塗装、屋内改修（壁・天井・床など）、屋上防水、トイレ改修などの大規模改修、更には改築も視野に入れた検討が各市とも大きな課題となっている。

また、少子化の加速に伴い、児童・生徒数が減少していることから、学校の適正な規模を確保するため、学校の統廃合を進めているところであるが、統合校となる学校については、施設改修が不可欠である。

近年、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）等の推進に伴い、教育施設においても、バリアフリー化が求められ、従来以上の経費が必要となっている。

こうした改修・改築に係る工事費が国の補助対象基本額（下限額）に満たないことも多く、市の持ち出し分が増加し続けている。

更に、ここで中央教育審議会により、公立小中学校の1学級当たりの学級編制基準を現行の40人から引き下げる提言骨子が了承され、見直される模様である。

現在、校舎の耐震化が最優先され、改修・改築等の大規模改造工事は先送りとなり、施設の老朽化に拍車がかかっている。

このため、東京都は以下の点について支援の拡充並びに、国に対し強く要望されたい。

- 1 改築・改修等、これらの事業に対する都の補助制度の創設を図ること。
- 2 補助対象基本額（下限額）を引き下げ、補助対象範囲の拡充など国に対しても補助制度を更に充実されるよう要請されたい。

17 子育て環境の充実

近年、結婚観の変化や高学歴化、女性の社会参加等が要因となって晩婚化や晩産化が進むとともに、子どもを持たない家庭の増加や生涯未婚率の上昇などによって少子化が進行し、平成20年の合計特殊出生率が全国では1.37、東京都では1.09と低い数値になっている。

その背景には、養育費、教育費等をはじめとした子育てに費用がかかりすぎることや、育児と仕事の両立に対する負担感等がある。

そして、女性の就業の増加に伴い、保育園需要が高まり待機児童が増加している。また、核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化等により、子育てに対する不安を抱える親が増加し、児童虐待につながる場合もあることから、子育て支援に関する環境の充実に、大きな期待が寄せられている。

子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み育てることができるよう、市町村は様々な子育て環境の充実のための施策を展開しているが、積極的な支援策として、次の事項について充実強化を図りたい。

1 都から国への働きかけについて

- (1) 一般企業等で働く者の育児休業期間についても公務員と同じ期間を保障し、休業期間中の所得補償を更に充実するよう制度改正を行うこと。
- (2) 仕事と家庭の両立支援策の一環として子育て支援策の制度が充実し、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できる企業の育成を制度的に一層進めること。
- (3) 経済的負担感の軽減に効果的な子ども手当については、当初の制度設計どおり、国の財源負担のみで実施すること。また、子ども手当実施に係る事務経費についても、普通地方交付税の交付団体、不交付団体にかかわらず、必要となる負担額を国において措置すること。
- (4) 子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができるよう、国の医療制度として、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度を創設すること。
- (5) 次世代育成支援対策として、総合的な子育て環境の充実に対する財政措置の充実強化を図ること。
- (6) 保育所の運営費について、延長保育、病後児保育等を含め補助制度を一層充実すること。

(7) 子ども家庭支援センターにおける業務は、国が定める児童家庭支援センターと同一内容であることから、児童福祉法施行規則第6条に基づく児童相談業務研修において、その経験が認められる指定施設にすること。

2 都の支援・財政措置について

(1) 子育て環境の充実のため、市町村が行う各種施策について、子育て推進交付金総額の増額を図るなど、積極的な支援策を講ずること。

(2) 仕事と家庭の両立に取り組む企業の育成のため、「とうきょう次世代育成サポート企業」に加え、多様な施策を講じられてきたところではあるが、更に都道府県施策として、ワーク・ライフ・バランスを促進している企業への融資制度や「子育て応援クーポン」など労働・産業行政と連携した子育て施策を講じること。

(3) 小児科医師が対応可能な二次救急医療体制の一層の充実を図ること。

(4) 相談機能の充実及び児童虐待への対応を図るため、子ども家庭支援センター事業に対する補助制度を一層充実させ、超過負担が生じないよう制度の見直しを図ること。

(5) 認証保育所、保育室に対する補助制度を一層充実すること。

(6) 児童虐待等に対して組織的・迅速に対応するため、児童相談所の職員の増員と機能の充実強化を図るとともに、国の設置基準を満たすように保健所の活用等によって児童相談所を設置すること。

(7) 乳幼児医療費助成の所得制限を撤廃するとともに、補助率の引き上げを検討されたい。また、所得制限の撤廃が困難である場合においても、国が予定している扶養控除の見直し等を踏まえ、不利益になる都民がないよう、新たな所得基準を早急に示すこと。

(8) 義務教育就学児医療費助成については平成21年10月から本人負担割合の引き下げが行われたが、所得制限の撤廃を検討されたい。

なお、制度の当初の成り立ちを考慮し、将来においても市町村財政に影響を及ぼさないように実施すること。また、所得制限の撤廃が困難である場合においても、国が予定している扶養控除の見直し等の結果、不利益になる都民がないよう、新たな所得基準を早急に示すこと。

18 全学年 40 人未満学級編制の早期実現

国では平成 13 年度より、都道府県教育委員会が学級編制基準を弾力的に設定できるよう改正をした。

これにより、平成 18 年 4 月以降、東京都を除く全ての道府県において 40 人未満学級編制の取組みが行われている。しかし、東京都では、少人数指導、チームティーチング等の指導方法の改善等に伴う教員定数加配を行うほか、平成 22 年度からは、小 1 問題・中 1 ギャップの予防・解決のための教員定数加配が行われることとなったが、学級編制基準は依然として 40 人を基準としている。

このため、東京都においても国・都の給与負担による 40 人未満学級編制が早期に実施されるよう図られたい。

19 介護保険制度改革に伴う市町村への支援策の充実

都においては、制度改革に伴う新たな課題解決に向けて、国に対して積極的に働きかけを行うとともに、都独自の施策展開を図るほか、市町村が行う諸施策について、継続的に財政的、技術的支援策を講じられたい。

1 都から国への働きかけについて

(1) 制度の運営に関する事項

- ① 被保険者の範囲の拡大及び障害者施策との統合については、十分に議論を尽くし、保険者の意見も反映すること。
- ② 介護報酬の改定にあたっては、事業所の健全な運営、介護従事者の処遇改善を踏まえた適正な単価設定を行うこと。また、平成21年4月から引き上げられた3%については、今後十分な検証・検討を行うこと。
- ③ 低所得者対策として、保険料や利用者負担の軽減措置など、抜本的な検討、見直しを行い、国の責任において実施すること。
- ④ 日本年金機構が介護保険者に通知する特別徴収対象者情報について、対象者に漏れがないよう、確実に通知すること。
- ⑤ 介護保険施行令を見直し、保険料の賦課において国民健康保険税との整合を図ること。
- ⑥ 税制改正を行い、保険料の納付方法（年金天引きと口座振替）による税負担の不均衡を解決すること。
- ⑦ 地域包括支援センターについては、地域の実態に見合った適切な人員を確保するため、介護給付費の2%の上限を撤廃し、必要な費用を国・都道府県・保険者において負担する仕組みに改め、また、介護予防支援事業に係る介護報酬の見直しを行うこと。特定高齢者の実態把握や決定については、生活機能評価等の全国一律の仕組みを改め、保険者が地域の実情に応じて柔軟に実施できるようにすること。
- ⑧ 地域包括支援センター職員の3職種のうち、主任介護支援専門員については、平成19年度まで経過措置がとられていたが、有資格者が少なく職員の確保が困難であることから、基準を緩和し、都独自の育成についても実施すること。
- ⑨ 介護保険サービス利用者の通院時の医療機関内での待ち時間などについては、医療機関の介助が積極的でないため、利用者が自費でヘルパーに依頼するなど負担が

かかる実態がある。

医療機関内の介護・介助については、医療機関が行うべきものとして医療関係機関に周知徹底するよう国に要望すること。

(2) 財政支援に関する事項

- ① 介護保険制度における国庫負担のうち、調整交付金については、国の法定負担分と別枠で措置すること。
- ② 地域包括支援センターや介護予防事業など、地域支援事業を円滑に実施するため、十分な財源を確保すること。

2 都独自の支援策について

- (1) 介護サービス事業者に対する指定・指導監督に伴う財政支援、技術的支援を引き続き行うこと。
- (2) 生計困難者に対する介護サービス利用者負担軽減措置事業については、所得基準等の要件の見直しを行い、当該事業の対象者の拡大を図ること。
- (3) サービスの公表のために、介護サービス事業者が負担する費用について、小規模事業者にも負担とならないよう、見直しを行うこと。
- (4) 都が指定する介護サービス事業者情報について、保険者が必要なときに迅速に確認できるしくみを整えること。
- (5) 医療と介護の連携を図るため、医療従事者を対象にした介護保険制度の理解を深めるための研修等を実施すること。

20 福祉包括補助制度の充実

地域福祉の担い手である市町村が住民ニーズにあった福祉施策を主体的に実施することは重要である。

福祉包括補助制度は、平成 21 年度から福祉保健区市町村包括補助事業として分野別の 5 包括補助事業に再編されている。

改正介護保険制度では、財源規模が保険給付額の 3 %以内と定められている地域支援事業が創設されたが、東京都市町村においては、すでに介護保険法施行令に定められた地域支援事業の範囲を超える事業を実施しており、平成 18 年度の法改正以降も対象者やサービス内容など地域支援事業の枠組みに収まらない事業を、一般高齢者生活支援事業等として実施している。このことを踏まえ、市町村支援のため、次の財政措置の充実を図ること。

- 1 効果的で整合のとれた介護予防事業を推進するために、地域支援事業交付金の対象事業枠拡大を国に働きかけるとともに、枠組みに収まらない事業に対し、福祉保健区市町村包括補助事業として財政補完を図られたい。
- 2 市町村の創意工夫により、本事業を活用し、市町村が地域の実情に応じ、主体的・自主的に在宅サービスを中心とする福祉施策を推進していくため、財政措置の充実強化を図られたい。
- 3 「特定高齢者」の選定・把握にあたっては、健診の一環として「生活機能評価」を実施しているところである。国より「特定健診」と「生活機能評価」は、同時実施が望ましいと言われている中、チェックリストや、特定健診では必須とされていないが生活機能評価では必要となる検査項目に対する費用など、新たな財政負担が発生しているため、更なる財政的支援を講じること。

2 1 高齢者保健福祉に係る各種施策の充実

介護保険法の改正により新予防給付や地域支援事業等が創設され、介護保険制度は介護と介護予防が一体となった総合的な仕組みへと転換された。これにより一貫性・連続性のある包括的な支援が可能となった。また、地方分権推進の観点から、各種高齢者保健福祉施策が一般財源化された。

しかし、介護予防の介護財源化及び各種高齢施策の一般財源化（地方交付税化）の中で、次のような課題も発生している。そのため、東京都として、これらの課題解決へ向け、国に対して積極的な働きかけを行うとともに市町村に対する東京都独自の財政的、技術的な支援を図りたい。

- 1 福祉保健区市町村包括補助事業の再構築により創設された、地域福祉推進区市町村包括補助事業の補助基準額増額、補助率引上げ等について一層の充実を図ること。とりわけ成年後見活用あんしん生活創造事業については、補助基準額の増額を図ること。
- 2 緊急通報システムに対する東京都独自補助の充実を図ること。
- 3 シルバーパスの利用区域について、隣接県バス路線及び多摩都市モノレールへの拡大を図ること。特に、多摩都市モノレールについては、開業後、同系統のバス路線が廃止されていることなどから、区部におけるバス路線と同様の機能を持っているため、新たに認めること。また、税制改正に伴う経過措置の継続を図ること。併せて、バス協会のリーフレットを分かり易くするとともに、事業の周知についても車内放送など積極的に展開するよう働きかけること。
- 4 老人クラブ運営費補助金の充実を図ること。
- 5 おむつの支給については、地域支援事業で認められている要介護4、5以外の在宅高齢者で、おむつの支給を必要とする者についても社会参加を促す上から重要であるため、財政支援を図ること。
- 6 地域包括支援センターや協力機関をはじめ介護予防機関等のネットワークシステム機器導入・運用に関する補助を創設し、地域ネットワーク体制の推進を図ること。
- 7 平成18年4月に施行された高齢者虐待防止法の推進を図るため、都全域の総合的な推進体制及び研修体制等の拡充を図り、広域利用が可能な高齢者緊急シェルター（一時避難所）を整備すること。
- 8 一般財源化（地方交付税化）された養護老人ホーム措置費について、帰来先のない住所不定者等の入所措置にかかる経費に対し、東京都独自の補助制度を創設すること。本来、住所不定者に要する費用は、広域行政を担う都道府県の負担によるべきものであり、

従来から婦人保護施設等が所在することにより当該施設の住所不定者を養護老人ホームに措置してきたことなどの地域特性による偏りから生じている負担について、東京都の責任においてこの是正を図ること。また、現行制度での負担措置ができない場合でも、婦人保護施設等を抱える市町村の負担が重くならないよう特段の助成措置を図ること。

2 2 障害者自立支援法廃止後の福祉施策について

制度の検討については、国の「障がい者制度改革推進会議」等で進められているが、障害者はもとより、地方公共団体の意見を聞く場を設けるとともに、その意見を十分に尊重すること。

さらに、障害者自立支援法の廃止、新制度の確立に向けて、十分論議を重ね、障害者にとってより良い福祉法制ができるようさまざまな検証を行い、緊急課題等については早期に解決すること。

新たな制度のもとでは、定率負担は廃止され、地方公共団体の財政負担はこれまで以上に増すことが容易に予測される場所であり、国においては必要な社会保障費の財源の保障を行うこと。

以上のとおり、障害者に関する新たな福祉法制を構築するにあたり、障害者はもとより、国民に対する十分な説明のもと新制度を発足するよう、国に働きかけられたい。

なお、新制度が施行されるまでの間、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業については、市区町村の超過負担が生じないよう、地域の実態に即した財政支援等を講ずること。

23 国民健康保険事業における東京都財政調整交付金の確保及び都補助金の充実

都道府県財政調整交付金は、都道府県ごとに国保給付費等の7%とし、これに伴い、国の財政調整交付金は10%から9%へ、定率国庫負担の療養給付費等負担金は40%から34%へ削減された。

配分方法は、地方三団体、総務省、厚生労働省の五者で作成されたガイドラインを基本に、都道府県条例で定め、急激な変動がないように配慮した交付としている。

しかし国では、保険財政共同安定化事業に係る市町村国保の拠出金に係る財政支援を都道府県財政調整交付金に求めており、こうした財源の議論を抜きにした国の動きにより、今後は定率国庫負担の削減分の補填が危ぶまれる。

市町村の国保財政は、一般会計からの巨額な繰入等により何とか運営されている状態であり、急激な財源の配分方法や配分額の変更は、市町村国保の破綻に繋がりがねない。

一方、東京都においては、従前から市町村国民健康保険都費補助金制度により、財政支援を実施してきたが、補助額は、減少傾向にあり、また、補助項目の中の医療費波及分に、東京都補助事業の乳幼児医療、ひとり親家庭医療、義務教育就学児医療等の独自事業実施を理由とした減額分が算定されていないこと等から、市町村国保の財政に大きな影響を及ぼしている。近年、医療費は増加の一途であり、国保財政は破綻寸前の状態にある。

については、国保における都道府県の役割・権限の強化が図られ、東京都においても、市町村国保への積極的な支援と関与が求められていることから、市町村国保の安定化を図るため、特段の措置を講じられたい。

24 国民健康保険精神医療給付金等の事務所管の一本化

東京都内の各市区町村国民健康保険では、精神医療について障害者自立支援法による通常の保険給付のほかに、通院医療に係る公費医療負担を除いた自己負担に関し、加入している国民健康保険の世帯において全員が非課税の場合に付加給付（精神医療給付金）を行っている。保険給付を受けるためには、申請し、受給者証の交付を受ける必要があるとともに、保険給付に係る財源は東京都補助金で賄われている。

一方、国民健康保険以外の、被用者保険や後期高齢者医療制度に加入している被保険者の場合には、東京都事業として福祉保健局において給付を行っており、障害者自立支援法にかかる精神医療給付金の手続きと同時に事務処理が行われている。国民健康保険被保険者の利便性の向上及び事務処理の簡素化を図るため、医療保険制度による事務所管の相違をなくし、東京都へ事務が一本化されることを要望する。

併せて、結核医療給付金についても同様に東京都に一本化されることを要望する。

25 がん検診事業に対する支援の充実

がん検診については、がん対策基本法により予防の充実が謳われており、平成 19 年 6 月に国が策定した「がん対策推進基本計画（平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間）」及び平成 20 年 3 月に都が策定した「東京都がん対策推進計画（平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間）」においては、いずれも五つのがん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん）検診の受診率を 50%まで向上させることを目標としている。

がん検診事業は市町村の事業であるが、その経費は一般財源化されており、特に地方交付税不交付団体においては負担が大きくなっている。

目標達成に向け、下記について都においては広域的な対応と財政支援のほか、国に対しても必要な財政措置を行うよう働きかけられたい。

- 1 平成 21 年度に国の緊急経済対策における未来への投資につながる子育て支援の一環として実施された「女性特有のがん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の補助率は 10/10 であったが、平成 22 年度の補助率は 1/2 となり市町村の負担が増大しており、他のがん検診についても市町村単独での対応には限界がある。がん検診事業の充実と受診率目標の達成に向け、地方交付税の交付団体・不交付団体にかかわらず必要な財政措置を講じ、住民が等しく受診できる機会を確保するよう国に強く働きかけるとともに、都においても受診率目標の達成に向けた財政支援の充実を図られたい。
- 2 「女性特有のがん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診については市町村によっては検診可能な医療機関が限られているため、都内の検診機関いずれでも受診可能とするなど、対象者が受診しやすい制度設計を講じられたい。

26 公費による妊婦健康診査事業の充実と財政的援助の確立

母体や胎児の健康確保や妊娠中の健診費用の負担削減を図ることは、少子化対策の一環として大変重要である。国は、妊婦が受けるべき望ましい回数とされている健康診査 14 回のうち、地方財政措置がなされていない 9 回分について、平成 22 年度まで国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援するとしている。

公費負担による妊婦健康診査の継続維持は、母子保健の充実に繋がるため、2年間の時限措置終了後においても、地方交付税の交付団体、不交付団体にかかわらず、実態に応じた財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、都独自の財政支援措置を講じられたい。

27 公立病院に対する補助制度の充実

多摩島しょの市・町・組合立の病院は、都立病院の補完的役割を果たしており、地域住民の期待に応えるべく、救急医療などの医療サービスの一層の充実を図るとともに、経営改善の諸施策を講じている。しかし、病院経営は依然として厳しい状況にあり、毎年度市町村の一般会計からの繰り入れ（負担金・補助金）も多大なものとなっている。

特に、医師の勤務負担軽減が求められている一方で、二次救急医療については東京ルール(地域救急搬送体制整備事業)への参画が求められるなど、救急受入れ体制を維持するには、以前にも増して医療機関の負担が大きくなっている。

また、現在の病院施設は老朽化、狭隘化しているところもあり、住民からの増床、施設改善や医療機器の充実等に対する要望も強くなっている。

については、公立病院における医療サービスの充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 公立病院運営事業補助制度の充実について

- (1) 公立病院の地域での役割や経営状況を考慮し、次回改定に向けて、病床基礎額の増額や、補助金算定における経営評価指数の適用緩和を図るとともに、その指数に平均在院日数の短縮努力を盛り込むよう検討を行い、公立病院の運営費に対する補助制度の充実を図ること。
- (2) 都立病院の補完的役割を担う公立病院が行う二次救急医療(特殊診療部門運営事業)に係る補助基準額の増額を図ること。

2 施設整備事業等に対する補助制度の拡充について

- (1) 公立病院施設整備事業費償還補助金の補助率を引き上げるとともに、基準額算出のための基準面積については大幅に引き上げること。また、制震・免震・その他の震災対策措置に係る基準単価・補助率について制度を拡充すること。
- (2) 大規模改修事業に対する補助制度について、大規模改修、新增改築に伴うもの以外の改修工事についても補助の対象とすること。
- (3) 設備整備費(医療機器・備品)の補助制度を拡充すること。また、コンピュータシステム開発費等(ソフト及びハード経費)についても、補助対象とすること。

3 救命救急センター等に係る財政支援及び財政措置の是正について

- (1) 救命救急センター及び周産期母子医療センターについては、相当の人員と設備を必要としており、平成21年度は運営費補助基準額の引上げが行われたが、依然として不

採算状態は解消されていないため、財政支援について、特段の配慮を行うこと。

- (2) 両センターの設置・運営は都道府県の医療計画等に基づくものであり、財政措置も本来、国が都道府県に対して行うべきで、市町村への一般財源化は不適切であるため、国に対して引き続き制度の是正を求めること。併せて、医療施設等施設・設備の整備に係る財政措置についても同様に働きかけるとともに、前記(1)と同じように都単独の財政支援について配慮すること。

4 二次救急医療に対する補助制度の充実について

現行の救急医療に関する都における補助制度に加え、東京ルールに参画するために医師確保や処遇改善など当該医療機関の救急体制を維持できるよう二次救急医療に関する新たな補助制度を新設されたい。

また、東京ルールの地域内調整担当医師確保料の単価を大幅に引き上げること。

28 医師及び看護師確保のための施策の充実

- 1 産科・小児科・麻酔科医等の不足は、極めて深刻な状況にあり、安定した事業運営に困難をきたしている。自治体をはじめとする地域の病院における適切な医療体制を維持するため、産科・小児科・麻酔科医師等の確保策について、都としても特段の措置を講じられたい。
- 2 医療安全の確保をはじめ、良質な医療サービスの提供には、看護師の安定した配置が不可欠である。しかし、近年、多摩島しょの市・町・組合立の病院では、看護師が定員割れを起こすなど、安定した事業運営に困難をきたしている。病院の看護師の確保を図るため、都立看護専門学校の学級増を図られたい。また、定着対策及び免許を有する未就業者の就業を促進するため、施策の充実・強化を図られたい。
- 3 多摩島しょの病院は、主に関連大学からの医師派遣等により医師を確保しているが、近年、慢性的に欠員が生じ、経営面においても大きな影響を与えている。これらを解決するために、都において引き続き医師確保・育成事業を展開されたい。また、平成 21 年度から開始された「東京都地域医療支援ドクター事業」についてもへき地病院に限らず多摩島しょのより多くの公立病院に医師派遣が実現できるよう三多摩島しょ公立病院運営協議会と連携をとり、事業の充実とともに、派遣手当の支給は診療科内での処遇のバランスを考慮し、制度の見直しを図られたい。

29 大気汚染対策の充実

- 1 都は「自動車NO_x・PM法」に基づき「総量削減計画」を策定し、新基準による規制を実施しているところであるが、より一層低公害車等の普及を促進させるために、補助金制度の充実と併せ、インフラの整備充実が低公害車普及の促進要因になることから、天然ガススタンドや電気自動車用の急速充電設備の設置等の施策に対し十分な財政支援を図られたい。
- 2 光化学スモッグにおける注意報及び学校情報は、区部、多摩地区ともほぼ同様な頻度で発生しているが、基準測定点が区部で24箇所あるのに対して、多摩地区は17箇所と少ない。そこで、多摩地区の一般環境大気測定局19箇所すべてに光化学スモッグの測定ができるよう整備されたい。
- 3 現在、地球的規模で問題となっている酸性雨について、自動測定装置の増設を図られたい。また、酸性雨の調査体制の確立と可能な対策について国に要請されたい。
- 4 浮遊粒子状物質の高濃度地域において、特に健康への悪影響が懸念されている2.5 μ m以下の微小粒子状物質（PM2.5）について、平成21年に環境基準が設定されたことを踏まえ、自動連続測定機器を早急に設置いただくとともにPM2.5に含まれる成分の測定・評価手法の確立を講じられたい。併せて、その対策として、地域大気浄化システムの技術開発等、局地的な対策を講じられたい。
- 5 都の報告によると、過去5年間の窒素酸化物や非メタン炭化水素の年平均濃度は減少しているものの、光化学オキシダントの減少傾向が見受けられないことから、光化学スモッグの発生原因の1つである揮発性有機化合物（VOC）対策に一層の強化を図られたい。

30 ダイオキシン類対策の積極的推進

- 1 廃棄物処理法の構造基準を満たす焼却炉等であるにも関わらず、助燃装置を使用しないなど不適切な使用方法によってダイオキシン類を発生させ得るもの等の取り扱いについて、各市の対応がまちまちになっている状況から、正確な情報の提供及び統一的な取り扱い基準の制定に努められたい。
- 2 都のダイオキシン類調査だけでは、調査地点数が少なく、市民の不安を解消するには十分でないため、都においては、全市に測定点を設置するとともに、市町村が実施するダイオキシン類調査等の経費について、一層の財政支援を図られたい。
- 3 国に対し、次の措置を講じるよう引き続き要請されたい。
 - (1) 国の責任において、実態に即した総合的なダイオキシン類対策を早期に確立し実施すること。
 - (2) 小規模な施設を含む廃棄物焼却施設での発生防止技術の確立、廃棄物焼却施設における焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、ダイオキシン類対策に関連する技術的な諸問題を早期に解決すること。
 - (3) 発生抑制のための既存施設の改修・改良について、施設の大小にかかわらず、補助の創設等、十分な財政措置を講じること。
 - (4) ダイオキシン類に関する環境対策のために必要な環境影響等の実態調査、ダイオキシン類の測定体制の整備等に対する財政措置を講じること。
 - (5) 環境への負荷の少ない製品開発を促進すること。
 - (6) 非焼却由来ダイオキシン類の削減対策を確立し実施すること。

3 1 地球温暖化防止策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援の充実

地球温暖化対策は、市・都・国の責務において具体的な行動により、実効性のある施策を展開する必要がある。

その中で、石油依存型エネルギー体制からの脱却を図るための新エネルギー・省エネルギー事業がこれからの大きな柱となるが、これらの事業の推進に遅れが生じている。

この主な阻害要因は、計画策定、設備投資等の初期投資に多大な費用がかかるとともに投資費用回収期間が長期にわたるためである。

都においては、「東京都公立学校運動場芝生化学業補助制度」、「住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業」及び「東京都地球温暖化対策等推進のための区市町村補助制度」を実施しているところであるが、補助期間が限定されているものもあり、さらに拡大して、市民、事業者、市が、それぞれ取り組む次の事業等に対して積極的かつ継続的な財政支援及び情報提供を講じられたい。

- 1 建物、照明機器の高効率化、空調機のインバータ化等の省エネルギー施策
- 2 太陽光発電・太陽熱利用及び風力発電等の自然エネルギーや未利用エネルギー利用のための普及事業や燃料電池等の設備導入
- 3 ヒートアイランド現象防止等の目的で行う屋外緑化や夏期の省エネに効果が高いとされている壁面緑化などの公共施設等緑化事業

3 2 廃棄物処理施設等の整備にかかる財政支援及び技術支援の充実

清掃行政にとって、廃棄物の処理は極めて重要な役割をもっている。現在稼働中の多くの施設は、老朽化や、廃棄物の焼却に伴う大量の熱エネルギーの有効利用など、社会的要求に応えるため施設の更新及び増改築等整備の必要に迫られている施設が相当数ある。

安全・安心な市民生活や社会環境の維持など社会的要求に対するごみ処理に要する経費は増加の一途を辿っており、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 廃棄物処理施設等の整備に係る財政措置の充実について

(1) 委託処理費等の財政措置について

多摩地域の焼却施設では、狭隘な敷地内で既存施設を最大限に稼働しながら施設更新を行っている。このため、工事期間中は一部について、近隣の施設に処理委託をしているが、委託処理費等の一時的な財政負担の軽減を図るため新たに財政支援措置を講じられたい。

(2) その他の財政措置の充実等

① 不燃・粗大ごみ処理施設及び焼却施設の建屋・管理棟・搬入道路・構内排水設備等の部分についても必要な財政措置を講じられるよう、国に要請されたい。

② 自治体に過重な財政負担が生じる焼却炉の解体工事に要する費用について、跡地に新たな廃棄物処理施設を整備することを条件とすることなく、循環型社会推進交付金の対象とすべく国に要請されたい。

2 ごみ処理施設整備事業に係る技術支援について

ごみ処理施設の新設・更新および運営管理には、専門技術を有する職員と専門技術を統合し事業を管理する職員の確保が必要であり、これまでも都から先進的な施設更新に豊富な知識と経験をもつ技術者を派遣していただいていたが、引き続き技術指導と人的支援を講じられたい。

3 3 緑の保全に対する施策の充実

本年5月に「緑確保の総合的な方針」が示されたところである。

さらに多摩地域に残されている貴重な自然（緑地・森林）を保全するため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 崖線以外の1ha未満の地域でも保全地域に指定するよう、面積要件の緩和と指定を推進されたい。また、多摩川沿いの崖線樹林について、広域的な観点から都による指定の拡大とその公有化を図られたい。
- 2 都民の憩いの場として、また防災上の観点からも、多摩地域の緑の保全、オープンスペースの確保は最優先の課題である。そのため、各市とも保存樹林地等の保全に努めているところであるが、保全地域の指定や公有化には多額の財政負担を要している。このことから、市の財政負担に対する補助制度等を創設するなどの措置を講じられたい。
- 3 優良な自然樹林地、屋敷林及び都市農地等、自然緑地保全のため、相続税の軽減など税制上の優遇措置を講じるよう引き続き国に要請されたい。

また、売却希望があった場合には、優先的に公有化できる制度を確立するとともに、必要な予算措置を講じる等、特段の配慮を図られたい。

- 4 多摩地域には谷戸、湧水、雑木林等が一体となり、多様な生物が生息できる自然環境が存在する。それらを里山保全の拠点とするため、良好な自然環境の保護に向け、早急に条例による指定を図られたい。

3 4 清流復活事業の推進

- 1 湧水の保全や健全な水循環の復活を図るため、雨水の地下浸透策の推進並びに湧水源保全地の公有化等、総合治水や地下水の涵養に向け、多面的な水循環の形成に資する施策を図るとともに、都が管理する一級河川（残堀川、野川、空堀川、黒目川等）の清流の復活や水量の確保等を、引き続き推進されたい。
- 2 既存の河川・用水等、清流保全に努めるとともに、自然環境と景観を保全・育成する「多自然型工法」の導入なども検討し、美しい景観や魚、水辺の鳥、昆虫、小動物などが生息できるような自然と調和した整備を推進されたい。
- 3 清流復活事業の具体化のため、東京都水循環マスタープランの実現に向けた実施計画を早急に策定されたい。

35 アスベスト対策の強化

- 1 都は、住民の不安解消と新たな被害発生を防止するため、次の事項について財政支援及び技術支援の措置を講じられるとともに、国及び関係機関に対しても、必要な対策を早急に実施するよう働きかけられたい。
 - (1) 建築物解体時等におけるアスベスト飛散防止及び適正処理について、実効性ある対策を講じられたい。特にアスベスト含有廃棄物の処分については、全て埋め立て処分としているが、他の方法についても確立されたい。

また、建築物等のアスベスト除去等についても、事業者へ届出の周知と表示の徹底を図られたい。
 - (2) 市町村の公共施設のアスベスト除去等に関する経費について、必要な財政措置を講じられたい。
 - (3) アスベストによる健康被害について、被害の実態把握、継続的な健康診断の実施及び被害者の救済など、必要な措置を講じられたい。
 - (4) 市民の不安解消を図るため、福祉保健局、産業労働局、都市整備局、労働基準監督署との連携強化を行い、十分な情報提供を行うなど、専門的な支援体制の構築を確実に推進されたい。
 - (5) アスベスト関連法令等を整理し、アスベスト問題を総合的に対応できるような法的措置を国に要請されたい。
 - (6) 家庭から排出されたアスベスト含有廃棄物については、処理ルートがないことから保管に留まっている。長期的に保管していくことは、施設及び管理上困難であり、早急に製造業者が回収・処理する制度の創設及び処理施設の整備を国及び関係業界へ要請されたい。
 - (7) 従来のアスベストによる健康被害はアスベスト製造工場や吹付け現場の作業員とされているが、高度成長期に建設された建物が老朽化する中で、アスベスト飛散措置をとらない無届の解体・改修工事による一般市民の健康被害が懸念される場所である。したがって、これらを監視し、市民の健康被害を防止するため、各市でアスベスト大気調査が実施出来るよう財政支援を図られたい。
- 2 アスベストに係る大気汚染防止法の改正に伴い、都が市へ事務の一部を委譲したことに対し、次の事項について、財政支援及び技術支援の措置を講じられたい。
 - (1) 困難な事例等における合同立ち入りや苦情への対応及び行政処分に至らないように

するための指導について、現場対応を含め市への協力を図られたい。

- (2) 万一、行政処分を行う事になる場合は、法的支援及び国との連絡調整を通じた全面的な支援策を講じられたい。
- (3) 今後とも、法改正等により事務内容に変更を伴う場合には、十分な期間をもって協議されたい。
- (4) 大気汚染防止法に基づき、職員が立入検査を行っているが、健康診断が実施されていない状況である。このため、立入検査員の健康診断を実施する予算措置を講じられたい。

3 6 流域下水道事業の促進と財政援助

- 1 流域下水道事業は処理区域が複数市にわたるうえ、公共用水域の水質の保全に資するなど広域事業そのものである。関係市町も事業の進捗に伴い、建設費の一部を負担しているが、各市の財政にとって大きな負担となっているのが現実である。したがって、事業の広域性に鑑み、都負担分の増額措置を講じられたい。
- 2 流域下水道事業建設負担金に係る起債償還は、過去の高金利（8%）時代の固定金利である。したがって、借り換えができない場合については、起債償還に伴う利子補給制度の創設を図られたい。
- 3 閉鎖性水域の水質の保全のために行われる通常以上の下水処理と流域下水道事業の維持管理に要する経費について、関係市の負担軽減を図られたい。
- 4 流域下水道終末処理場建設の関係市は地域対策として周辺環境整備に鋭意努めている。しかし、その整備事業の促進にあたり多大な経費を必要とするため、困難を極めているのが実情である。この事業の広域性に鑑み、事業の施行に際し、特段の財政援助拡大措置を講じられたい。
- 5 浸水被害を早期に防ぎ、住民が安全で安心な生活を確保できるよう、流域下水道雨水幹線の早期整備に努められたい。

また、公共下水道のうち、複数市にまたがる雨水排除幹線についても、効率的な運営及び事業のスケールメリットを発揮させるための手段として、流域公共下水道事業の位置付けを行い施行されたい。

3 7 業務核都市及び核都市等の育成整備

多摩地域の広域的発展を図り、都市の自立性を高めるためには、首都圏基本計画における業務核都市の整備が不可欠である。また、都は、「東京構想 2000」において、その実現を目指し、核都市は東京圏において広域的な中心性を持ち、連携・交流の要となる拠点として示されている。

ついては、業務核都市及び核都市等の育成整備のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 千葉、埼玉、神奈川においては、業務核都市基本構想が承認され、都市づくりが進められている。都においても、八王子・立川・多摩・町田・青梅の業務核都市基本構想が策定されており、引き続き業務核都市の育成整備を推進されたい。
- 2 核都市の育成整備について、平成 21 年 8 月策定の「多摩の拠点整備基本計画」の推進に向けて具体的な支援策や事業実施の促進を図られたい。さらに、業務核都市基本構想に定めた中核的施設や業務核都市形成のための道路・交通網等都市基盤整備の早期事業化・早期完成に向けて、整備拠点内にある所有地の積極的な活用をはじめとした諸施策の推進を図られたい。

また、多摩地域の都市の魅力と活力を向上させるために、核都市として職と住とのバランスの取れた自立性の高い拠点としての育成整備とあわせ、秋留台についても、自然と調和した秩序ある積極的な整備の推進及び市が行う整備事業に対し、多角的な支援を図られたい。

- 3 多摩南北道路主要 5 路線について、八王子村山線が全線開通したところであるが、引き続き、調布保谷線や府中所沢線など、東西方向に比べ整備の遅れている骨格幹線道路の着実な整備促進を図られたい。
- 4 北多摩北部地域の都市計画道路は、都県境の不整合や整備率が多摩の平均に比べて低いことから、都市間の連携を図るためにも、核都市の育成・整備を積極的に推進されたい。

38 土地区画整理事業補助制度の充実

多摩地域は、都市基盤整備が重要な課題となっており、特に、土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図る面的整備事業として極めて効果的な事業である。

しかし、このような都市計画の基盤をなしている土地区画整理事業の国庫補助金及び都補助金が、公共事業費削減の影響で減額され、その分が市財政を圧迫している。また、新市街地における国庫補助金が原則採択されないなど、事業を進める上で大きな影響が出てきている。さらに、今日の地価低落に伴い、事業施行の財源として見込んだ保留地が、当初計画どおりの価格で売れないなどの理由から、事業資金の確保が困難となって、土地区画整理事業の運営が極めて厳しい状況にある。

したがって、都において、土地区画整理事業の推進を図る見地から、次の事項について必要な措置を講じられたい。

- 1 公共団体等区画整理事業（組合施行を含む）の施行の認可のための測量及び事業計画の策定などの認可前費用に対し、国の採択要件に満たない場合も想定して、都の補助制度を創設されたい。
- 2 総合的なまちづくりの観点に立ち、区画整理後の良好な街づくり誘導を推進するための調査費に対する補助などを土地区画整理事業の枠にとらわれない新たな制度等を検討されたい。
- 3 市町村土木補助事業（道路）の補助対象範囲と同様に、幅員 7.5m以上となる道路について、都市計画決定が困難である場合についても都補助金（工事費）及び都交付金の対象とするなど、補助制度の拡充を図られたい。

39 鉄道連続立体交差事業の促進、複線化・複々線化事業の推進及び輸送サービスの改善

- 1 JR中央線の連続立体交差事業の早期完了（西国分寺～立川）及び複々線化の早期事業化を図られたい。併せて、立川以西の連続立体交差についても同様に事業化を検討されたい。また、五日市線の輸送サービスの向上が図れるよう具体的な検討をされたい。
- 2 京王線（笹塚～府中・府中以西）の連続立体交差化については、平成14年度に調布駅付近が認可を受け、事業に着手したが、早期完了に向けた更なる推進を図られたい。
- 3 南武線（矢野口～立川）の連続立体交差化の早期完了に向けた更なる推進を図られたい。また、小田急線の多摩川以西（町田市内区間）についても踏切対策等の実施に向け取り組まれたい。
- 4 西武池袋線（練馬高野台～大泉学園）の連続立体交差化については早期事業化が図られているところであるが、西武新宿線においても踏切対策基本方針にあるように北多摩北部地域の連続立体交差化を図られたい。
- 5 八高南線（八王子～高麗川）の複線化事業を鉄道事業者へ積極的に働きかけられたい。
- 6 西武線並びにJR武蔵野線の恒常的な混雑を緩和するため、運行本数の増等の輸送サービスの改善を図られるよう、鉄道事業者等へ働きかけられたい。
- 7 JR武蔵野線（南線）の府中本町駅以南の旅客化について、国及びJRに働きかけられたい。
- 8 連続立体交差事業により創出される高架下空間の活用について、沿線自治体が鉄道事業者から協力を得られるよう、積極的に働きかけられたい。特に、自転車駐車場の設置等、駅周辺の放置自転車対策に積極的に協力するよう働きかけられたい。

40 多摩都市モノレール等公共交通システムの整備促進

- 1 多摩都市モノレールの次期整備路線については、当該地域に鉄道が全くないことから、早期実現のための都市計画決定とその事業化を図られたい。また、導入空間の確保を必要とする路線については、市街化の進行から、事業の進行も益々困難になっていくものと考えられるため、早期整備を進められたい。

さらに、構想路線については現構想の早期具体化を図るとともに、核都市整備や「業務核都市」整備をにらんだ路線の延長を検討し、既存の鉄道と接続させるなど、公共交通システムのネットワーク化を確立されたい。

- 2 多摩東部の南北公共交通の整備は益々必要性を増している。よって調布基地跡地利用計画とも関連して、南北方向のアクセス交通の整備が不可欠である。多摩東部の南北方向に通じる新しい公共交通システムの導入を図られたい。

また、多摩東部地域の輸送力強化のため、JR中央線と京王線との間の東八道路などへ、地下鉄丸ノ内線の路線延長を図られたい。

- 3 多摩西部地域については、豊かな自然を求めて、都民の来訪者も多いが、公共交通網が未整備であることから、休日における交通渋滞等、住民生活に著しい障害を生じている。よって、公共交通システム（新たな輸送機関）の導入による循環交通網の整備を検討されたい。

- 4 多摩南部地域については、運政審の答申に示された小田急多摩線（唐木田駅～JR上溝駅まで）の延伸が、米軍相模総合補給^{しょう}廠の一部返還決定により可能となることから、具体的に検討されたい。

- 5 多摩北部地域については、輸送力の強化と交通ネットワークの形成を図るため、軌道系交通網の整備を検討されたい。

- 6 今後、新交通等のネットワークを形成する上で必要となる道路幅員の確保等、基盤整備のあり方について検討されたい。

4 1 都市型水害対策（集中豪雨対策）の推進と財政支援

近年、頻発している局所的な集中豪雨により、内水氾濫による水害が発生している。平成 22 年 7 月に発生した記録的な短時間の集中豪雨は、都内各所において河川の増水による地下室への浸水や床上浸水などの被害が多発したほか、多摩川では人的被害も生じた。

このため、頻発する都市型水害から市民の生命や財産、都市機能を守るため、雨水貯留浸透事業など、都市型水害対策を充実・推進されたい。

- 1 雨水浸透ます設置に係る都の雨水流出抑制助成事業補助については、現在、対象が 7 流域（神田川、渋谷川・古川、目黒川、石神井川、呑川、野川、白子川）に限定されている状況にあり、対象を都内全流域に拡大を図られたい。
- 2 雨水流出抑制施設の整備は、国の流域治水対策事業費補助の中の流域貯留浸透事業費補助の対象となるが、その採択基準として、通常の河道改修方式との費用比較や施設の規模などが挙げられている。

町田市内を流れる 1 級河川鶴見川と 2 級河川境川は、ともに総合治水対策特定河川に指定され、流域対策と共に治水施設の重点的な整備を図ることになっているが、境川については河道改修が進んでいないため、雨水流出抑制施設の設置を行わざるを得ない。しかし、境川流域において流域貯留浸透事業により雨水流出抑制施設を設置する場合は、補助の採択基準である通常の河道改修方式との費用比較の結果、大規模なものが必要となり、多大な事業費が発生することになる。

このため、都においては、採択基準の見直しと事業費補助の補助率の拡大、住宅密集地域などに対する小規模な貯留施設や浸透施設について補助対象とするよう国に働きかけられたい。また、都による補助制度を新設し、負担軽減を図られたい。

4 2 中央自動車道（高井戸～八王子間）の料金体系の見直し等について

1 中央道の料金体系の見直しについて

首都高速道路は、東関東道、京葉道路、常磐道、東北道、中央自動車道と接続しており、中央自動車道を除けば、千葉県、埼玉県、神奈川県の間境まで首都高速道路となっている。

首都高速道路は、都民のみならず、隣接県住民の利便性や物流に大きく貢献し、その機能を十分に果たしているところである。

しかしながら、中央自動車道に接続する首都高速道路4号線は、高井戸が終点となっており、多摩地域から都心へ行くためには、中央自動車道料金600円と首都高速道路料金700円の合計1,300円を支払わなければならない。多摩地域に居住するものは、都民でありながら約2倍の料金を負担している状況にある。

昨年より国の景気対策の一環として、全国的な高速道路の通行料金に関する施策が実施されているが、地方部と首都圏における格差が生じていることも事実であり、早期改善が望まれている。このため、多摩格差が生じない料金体系整備の構築に関して、早期に関係機関に働きかけられたい。

加えて料金所付近では、料金を支払うために混雑、渋滞を招き、省エネルギーの観点からも極めて不合理かつ不便となっている。施設管理者の違いはあるものの、交通の円滑化、多摩地域都民の利便性及び負担の軽減のため、国をはじめとする関係機関へ働きかけられたい。

2 稲城大橋と中央自動車道の接続等について

平成7年4月に稲城大橋有料道路の開通により、南多摩方面から都心地域へのアクセスが改善され、多摩地域の都市基盤が強化されたところである。しかし、稲城インターチェンジは、都心方面を連絡するハーフインターチェンジとして建設されているため、八王子方面には接続していない。

南多摩地域は、現在も周辺地域の開発整備が進み、年々人口も増加している状況であり、八王子方面への接続により、高速道路の一層の利用拡大が図られ、地域の経済効果も期待できる。また、南多摩地域のみならず川崎市をはじめとする広域的な観点から東西及び南北方面の交通事情を大きく改善できる。稲城大橋の無料化に伴い、より一層の利便性の向上を図るため、稲城大橋と八王子方面への接続等、次の点について早期実現を図られたい。

ランプ（スマートインターチェンジ）の設置について

- (1) 稲城大橋から府中市内を経て八王子方面（オンランプ）
- (2) 八王子方面から府中市内を経て稲城大橋（オフランプ）
- (3) 府中市内から都心方面（オンランプ）

3 圏央道の料金設定について

圏央道と中央道との乗り継ぎに際しては、多摩地域の利用拡大が一層図られるよう、現在実施中の料金体系の社会実験の恒久化について、国に働きかけをされたい。

4 3 3 環状道路の整備に向けた働きかけについて

首都圏の道路交通の骨格である3環状9放射のネットワークのうち、東名高速、中央道、関越道、東北道などの放射方向の高速道路は整備される一方、環状方向の整備率は47%と遅れている。その結果、都心を通過する車が増加し、都心環状線をはじめ都心に向かう高速道路が慢性的に渋滞している。

環状道路が整備されることにより、放射方向の高速道路のバイパスとなり、東京の最大の弱点である交通渋滞が解消される。また、首都圏が一体として発展し、東京の持つポテンシャルを最大限に引き出していくためにも、早期開通に向けて事業促進を強く働きかけられたい。

平成19年12月には、東京外かく環状道路(関越道～東名高速間)に係る基本計画が決定された。この道路の事業化に向けては、インターチェンジやジャンクション周辺の交通対策、環境対策及びまちづくり対策等について、関係市の意見を十分尊重し、具体的な検討を行うよう、併せて働きかけられたい。

なお、事業の見直しについては、従来からの経緯を十分踏まえて、関係市、住民の意見を勘案のうえ、慎重に検討するよう国及び事業者にも強く働きかけられたい。

4 4 多摩川架橋の整備促進

都市を形成していく中で、都市の骨格となる交通網については、まだ多くの課題を残しており、特に多摩川を渡り都市相互を結ぶ幹線道路整備の遅れは、都市機能上大きな障害となっている。荒川や隅田川に比べると橋梁間の距離が長いため、通行する車両が集中することにより交通渋滞を引き起こし、橋梁部での交通ボトルネックになっている。

このような中、架橋事業は、確かな進展が図られており、多摩地域の都市基盤の強化に貢献しているが、一層の利便性の向上を図るため、構想橋である（仮称）第二多摩水道橋の具体化をはじめ、残る架橋の新設及び拡幅について早期建設、完成を要望する。

4 5 一般都道並びに都市計画道路の整備促進

多摩地域においては、依然として重要な都市基盤施設である道路網の拡充整備が著しく立ち遅れている。しかも、区部に比べ輸送、交通面で鉄道等の大量輸送機関が乏しいため、バスを始めとする自動車交通への依存度が高い。

このことから、慢性的に交通が渋滞するなど、市民生活に多大な影響を与えている。都市間の相互連携を高め、あわせてこれらの問題を解決するうえからも、道路整備については積極的にその推進を図られたい。

- 1 地域高規格道路、主要地方道、一般都道及び都市計画道路の新設、改良拡幅・歩道のバリアフリー化等の整備促進を図るとともに、南北を縦貫する道路網の早期拡充整備に努められたい。

また、道路の新設、改良等は下水道整備にも重要なかかわりがあるため、早期整備促進に配慮されたい。

- 2 道路整備にあたっては、障害者対策、地点名案内標識の整備についても考慮するとともに、歩道が未設置または狭いため危険な場所については早急な改善措置を講じ、街路樹等による緑化の推進など魅力ある歩道の設置も促進されたい。
- 3 円滑な交通を確保するため、バス停の改良と停車帯を確保されたい。
- 4 踏切対策基本方針に基づき、踏切道の拡幅などの改善を早期実現されたい。
- 5 「多摩地域における都市計画道路の整備方針」(第三次事業化計画)で示された都施行路線の着実な整備を図られたい。

4 6 道路整備財源の確保

多摩地域においては、都市計画道路の完成率は約半分という現状であり、依然として道路網等の都市基盤整備が重要な課題である。

このため、都は国に対して、立ち遅れている道路整備の状況と各市の意見を踏まえ、必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、必要な財源を確実に措置し、道路整備に要する財源が不足しないよう、強く働きかけられたい。

4 7 経済危機に対応する雇用・就業機会の創出について

- 1 経済危機が長引くにつれて、日本経済全体が多くの打撃を受けている。多摩地域でも、特に中小企業の資金繰りの悪化や倒産件数の増加など、厳しい状況が加速している。

国は「安心実現のための緊急総合対策」（平成 20 年 10 月成立）、「生活対策」（平成 21 年 1 月成立）及び「生活防衛のための緊急対策」（平成 21 年 3 月成立）、「経済危機対策」（平成 21 年 4 月発表）「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月）を、東京都は「東京緊急対策Ⅱ」（平成 20 年 10 月）をそれぞれ発表し、都下自治体でも緊急経済対策を策定している。

景気の回復傾向は鈍く、毎年 4・10 月に日本銀行が発表する「経済・物価情勢の展望」においても、当面厳しい状況が続くことが予想される。国の「経済危機対策」は「短期的な危機」と「構造的な危機」に対応する危機克服の基本方針としている。

都の「東京緊急対策Ⅱ」は平成 20・21 年度の 2 年間の継続的対策で、緊急性と実効性のある施策を実施している。平成 22 年度には、「10 年後の東京」への実行プログラム」の実施に向けた施策等、中・長期的な対策を講じている。23 年度以降についても日本の首都東京の経済の地盤沈下を防ぐため、引き続き経済危機の対策を拡充されたい。

また、多摩地域の自治体は、それぞれ地域特性に応じた経済対策を策定している。郊外の工業集積地では派遣切り、中小企業が多い地域では倒産件数の増加、商業地域では消費の冷え込み、第一次産業地域では相変わらずの人手不足など、地域の実情に応じた対策が必要である。新しい経済対策においては、各自治体が策定している緊急経済対策と連携するとともに、事業者支援だけでなく、生活者（都民）が安定して生活が出来るよう、自治体の実情に応じた支援をされたい。

- 2 東京都は平成 21 年度については、「東京都緊急雇用創出区市町村補助金」を実施して、現在の厳しい雇用情勢への緊急対応の措置として、緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図っているところであるが、経済状況は依然として好転の兆しが見られず、雇用状況も改善の見通しが立っていない。

また、新卒者の就職内定率では、このほど発表された平成 21 年度の大学等新卒者の就職内定状況結果で、大学新卒者では就職内定に関する調査結果が公表された平成 9 年度分以降 2 番目に低い値、高校新卒者でも前年よりも下落しているなど厳しい状況にある。

こうした中、国は「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例

交付金」を平成 21 年度から 3 年間にわたり実施するところであるが、東京都において平成 22 年度以降、実施を予定していない「東京都緊急雇用創出区市町村補助金」を実施して、雇用・就業機会の創出を図り生活支援を行うとともに企業の新規採用促進に向け国が行っている施策について、一層の推進と財政措置の充実を図るよう国に働きかけられたい。

重ねて、国の交付金の事業要件を見直し、実情に合った柔軟かつ効果的な運用が図られ、当事業が一過性のものとならないよう国に強く働きかけられたい。

4 8 勤労者支援施策等の充実

1 雇用就業支援対策の強化

一部に景気回復の兆しが見られるものの多摩地域の有効求人倍率は低迷し、依然として厳しい雇用状況が続いている。こうした雇用就業状況に対処するため、東京しごとセンター多摩の機能強化を図り、適切な対策を講じられたい。

2 東京都はつらつ高齢者就業機会創出支援事業の拡充

東京都はつらつ高齢者就業機会創出支援事業の支援を受け、アクティブシニア世代の就業機会創出に取り組んでいるアクティブシニア就業支援センターについては、地域外からの利用が増えるなど、高齢者の広域的な就業機会の創出を担っている。そこで、アクティブシニア就業支援センターへの支援を一層拡充されたい。

3 労働相談情報センター機能の拡充

トラブルに巻き込まれた労働者の支援を図るため、労働法や労働問題のセミナーの開催、労働資料提供などとともに、事業主に対する従業員の雇用維持策など、多摩地域に2箇所設置されている労働相談情報センターの業務機能について、なお一層の拡充、推進を図られたい。

4 地域における雇用創出のための制度の創設

経済環境の悪化に伴い、完全失業率の高止まり、有効求人倍率の低下、新卒者の就職内定率の低下等、雇用・就業環境の悪化、失業者の増加が社会問題化している。

多摩地域の有効求人倍率は東京都の水準以下にあることから、平成21年度の単独事業であった「東京都緊急雇用創出区市町村補助金」に替わる、地域における雇用創出のための制度の創設を図られたい。

5 勤労者福利厚生施策の充実

中小企業勤労者互助団体に対する補助制度は、国都ともに平成22年度限りで廃止することとしているが、中小企業に働く勤労者の福利厚生事業は、労働意欲の向上や中小企業の雇用の確保にもつながり、ひいては産業の振興にも寄与するものであることから、平成23年度以降も中小企業勤労者互助団体等に対する事業費補助制度を都として創設するなど支援されたい。

また、国に対しても事業費補助制度の創設を働きかけるよう併せて対応されたい。